

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月13日

【四半期会計期間】 第60期第1四半期
(自平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

【会社名】 株式会社ベスト電器

【英訳名】 BEST DENKI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 浩 司

【本店の所在の場所】 福岡市博多区千代六丁目2番33号

【電話番号】 福岡092(781)7161(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営戦略本部長兼海外事業部長 中 野 茂

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区千代六丁目2番33号

【電話番号】 福岡092(781)7161(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営戦略本部長兼海外事業部長 中 野 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第59期 第1四半期 連結累計期間	第60期 第1四半期 連結累計期間	第59期
	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日
売上高 (百万円)	70,787	50,060	261,705
経常利益 (百万円)	1,017	64	2,009
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	305	23	589
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	444	158	507
純資産額 (百万円)	44,161	44,947	45,105
総資産額 (百万円)	139,492	119,002	125,567
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (円)	3.39	0.26	6.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	31.1	37.1	35.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第59期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第60期第1四半期連結累計期間および第59期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

4. 第59期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、当第1四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復興需要とエコカー補助金の政策効果に支えられたものの、これまでの円高の影響が残ることに加えて、欧州政府債務危機を巡る不確実性が高まり、わが国の景気が下押しされるリスクが存在する状況で推移いたしました。

家電業界においては、家電エコポイント制度やアナログ停波など、業界に特需をもたらした政策が終了した反動が大きく、とりわけテレビ、ブルーレイディスクレコーダーを主力商品とするAV商品は6割程度減少しており、それ以外の商品にも落ち込みがみられ依然として低迷が続きました。

当社におきましても、業界同様の低迷が続き、AV商品では、テレビ、ブルーレイディスクレコーダー等の大幅な台数減および単価下落により、また、OA商品、白物商品におきましても、主力商品の単価下落などの影響により低迷いたしました。

一方、通信商品では、全体で前年同期より微減となりましたが、スマートフォンの需要が引き続き好調で台数前年同期比150%以上、金額前年同期比120%以上と大きく伸ばいたしました。

また、当社が事業戦略の1つと位置付けている環境ビジネス事業の販売状況についても、金額で前年同期比146.5%と大きく伸ばいたしました。

海外事業においては、ASEAN地域における事業の強化策として、インドネシアにて新規出店を行いました。現在、当社グループのインドネシアでの店舗展開は合計12店舗となり売上も順調に推移しております。また、連結子会社のPT.BESTDENKI INDONESIAでは、楽天(株)がインドネシア最大の複合メディア企業であるPT Global Mediacom Tbkとの合併により同国で運営するインターネット・ショッピングモール「Rakuten Belanja Online」に出店し、本年6月1日より家電品のオンライン販売を開始いたしました。

人事制度について、前連結会計年度では、6つの重点テーマから構成する職務重視型の新人事制度を導入いたしました。当連結会計年度は、テーマの1つである「優秀な人を『褒める』仕組み」を構築するための表彰制度をスタートさせました。今後、従業員の頑張りに表彰という形で報い、更なるモチベーションアップを図っていきます。

また、本年3月1日より、薄型テレビ、洗濯機、冷蔵庫およびエアコンの4商品のうち当社が指定した商品を対象に長期安心無料保証をスタートいたしました。これにより競合店対策をより一層強化いたしました。

当第1四半期連結累計期間における店舗の推移は、直営店では4店の出店（うち海外1店含む）と10店の閉鎖を行い、フランチャイズ店では1店の出店（海外）と5店の閉鎖を行い、店舗の活性化を図りました。その結果、当第1四半期連結会計期間末における店舗数は、直営店190店（うち海外26店含む）、フランチャイズ店297店（うち海外33店含む）の総店舗数487店となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

家電小売業は、家電エコポイント制度やアナログ停波など、業界に特需をもたらした政策の終了の反動により、売上高は406億39百万円（前年同期比27.7%減）となり、営業利益は2億57百万円（前年同期比78.8%減）と減収減益となりました。

家電卸売業は、家電小売業と同じ要因により、売上高は81億12百万円（前年同期比37.4%減）となり、営業利益は2億21百万円（前年同期比37.4%減）と減収減益となりました。

クレジット事業は、平成19年に信販会社との契約内容を変更し営業貸付金が減少したため、営業収益は30百万円（前年同期比54.2%減）となり、営業利益は15百万円（前年同期比42.6%減）と減収減益となりました。

サービス事業は、主に薄型テレビの配達設置件数の減少により、売上高は8億94百万円（前年同期比18.7%減）と減収となり、営業損失は29百万円（前年同期営業損失3百万円）となりました。

その他は、主に不動産業における賃料収入の減少により、売上高は3億82百万円（前年同期比14.0%減）と減収となり、営業損失は9百万円（前年同期営業利益38百万円）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は500億60百万円（前年同期比29.3%減）となったため、営業損失は7百万円（前年同期営業利益10億65百万円）となりましたが、閉鎖店舗の賃貸借契約解約に伴う閉鎖店舗賃借料の減少により、経常利益は64百万円（前年同期比93.7%減）および四半期純利益は23百万円（前年同期四半期純損失3億5百万円）となりました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

また、当社は、平成19年5月24日開催の第54期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本対応策」といいます。）を導入し、本年5月24日の定時株主総会において、本対応策の継続につき決議されております。本対応策の有効期間は平成25年5月開催の定時株主総会の終結時までとなっており、その基本方針および買収防衛策の内容は以下のとおりであります。

（会社の支配に関する基本方針）

基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものです。したがって、当社の経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

一方、当社グループは、家電製品の小売業において、長年にわたって培ってきたノウハウにより顧客の支持を獲得してまいりました。それを実現するうえで当社グループが有する人材が重要な経営資源として位置づけられることは勿論のこと、取引先との長期にわたる信頼関係が当社グループの事業活動の重要な基盤をなしております。当社といたしましては、これからの経営基盤を長期的に継続していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

そのため、当社が後記で述べるような様々な取組みを実行し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために努めている中で、当社株式の買付け等の提案を受けた場合、当社といたしましては、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを当社株主の皆様適切に判断していただくために、当該買付けが当社の経営基盤やこれまでの経営上の取組みに与える影響、当社株式の買付け等の提案をした者による買付け後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について、当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えております。

しかしながら、当社株式の買付け等の提案の中には、当社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては適切ではないと考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社では、以下のとおり、あらかじめ定めた経営計画に基づく具体的施策とコーポレートガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

イ 経営計画に基づく具体的施策による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社は、これまでに当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための様々な取組みを行ってまいりました。その一例として、平成19年9月20日に締結した株式会社ビックカメラとの業務・資本提携契約に基づき、平成21年4月に同社との共同出資（当社90%、株式会社ビックカメラ10%）により設立した株式会社B & Bのもとで、株式会社ビックカメラとの提携効果の向上に取り組んでおります。

当社は、平成22年1月12日開催の当社取締役会において決議された「事業再構築計画」に基づき、（1）不採算店舗の閉鎖、（2）人事組織の見直し、（3）不稼働資産の処分、並びに（4）さくらや事業の撤退および清算に関する取組みを、引き続き着実に進めてまいりました。「（1）不採算店舗の閉鎖」に関しては、平成24年2月末までに53店舗の不採算店舗の閉鎖を完了しております。「（2）人事組織の見直し」に関しては、希望退職者の募集を平成22年8月に引き続き平成24年1月にも行い、組織の活性化を図りました。その結果301名の応募があり、平成24年2月末までに希望退職者は累計で635名になりました。「（3）不稼働資産の処分」に関しては、平成24年2月末までに32物件の不稼働資産を売却し、財務体質の改善を行いました。「（4）さくらや事業の撤退および清算」に

関しては、平成23年8月に株式会社さくらやの清算が終了しております。

また、当社は、平成22年4月14日に策定しました「新中期経営計画」（以下、「本計画」といいます。）に基づいた政策につきましても、様々な取組みを進めております。例えば、商勢圏エリアを基準とした大型以上の店舗戦略としては、ファミリー層を中心とする顧客を対象とした品揃えを充実させ、「安さ」と「専門性」を両立させた新スタイル店舗「B・B」を24店舗から53店舗に拡大いたしました。小商圏エリアを基準とした小型店舗戦略としては、高齢化社会に対応した「御用聞き」販促への転換、すなわち当社を長年にわたって支持していただいている固定客を中心に、訪問を主とした活動を展開する店舗を、2店舗から16店舗に拡大いたしました。

さらに、市場の成長の見込まれる環境ビジネス事業に関しては、スペシャリストの育成および専任者の増員等に取り組んだ結果、太陽光発電システムメーカーID取得件数は業界第1位となりました。法人営業事業に関しては、「省エネソリューション」と「ITソリューション」に積極的に取り組み、事業規模の拡大を進めております。

当社といたしましては、上記のとおり、本計画を中心とした様々な取組みを着実に実行するとともに、本計画の3年目となる当期は、「商」：あきないの力（営業力強化と生産性向上）、「人」：ひとの力（人材の活性化と生産性向上）、「挑」：いどむ力（新たな成長分野への挑戦）、「集」：つどう力（グループ各社の連携強化）、および「責」：せきを果たす力（企業としての社会的責任）からなる「ベスト電器グループを支える『5つの力（ちから）』」と題する具体的な施策に、「お客様が望むこと」を即実行するために従業員一人一人が自分にできること（「+1（プラスワン）」）を加えた「5つの力（ちから）+1（プラスワン）」を掲げ、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために努めてまいります。

□ コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社では、株主総会の下に取締役会と監査役会、内部監査室を置くとともに、常務会を設けることにより、経営課題を十分に議論し、迅速なる意思決定を行う体制づくりをしてまいりました。このうち取締役会につきましては、平成22年5月27日開催の第57期定時株主総会の終結の時をもって取締役の人数を7名に大幅削減し、より明確な責任体制を構築するとともに、執行役員の数も8名に削減し、厳格な企業運営に努めてまいりました。

また、当社は業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役を選任し、当社の意思決定の客観性および合理性を担保することにより、コーポレートガバナンスの強化を図り、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のために取り組んでまいります。

不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前述で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為が行われる場合に、買付けに応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様に代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付ルールの導入を定めます。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。）をいい、大規模買付者とは、かかる買付行為を行う者をいいます。

また、平成24年5月24日開催の第59期定時株主総会において本対応策を実質的に同一内容にて継続することにつきご承認をいただいております。

注1：特定株主グループとは、

（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

（ ）特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者

の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）

の合計をいいます。

議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

前記 の取組みは、もっぱら当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上を目的とし、かつそれに資する内容であることから、当社取締役会としては、これらの取組みは、前記 の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、前記 の取組みは、大規模買付行為の提案が行われる場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かという点を踏まえて当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として大規模買付ルールを定めるものであり、大規模買付者がその大規模買付ルールを遵守している場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合でない限り、対抗措置をとることは想定されておりません。また、当社取締役会の恣意的な判断を防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役等を委員とする独立委員会を設置し、その判断を最大限尊重する等の措置を講じております。これらの理由により、当社取締役会としては、前記 の取組みは、前記 の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、主に平成24年1月実施の希望退職者募集による退職に伴い、家電小売業において278名減少しております。

なお、従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

提出会社の状況

当第1四半期累計期間において、主に平成24年1月実施の希望退職者募集による退職に伴い、家電小売業において323名減少しております。

なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
計	350,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年7月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	90,314,830	90,314,830	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は500株でありま す。
計	90,314,830	90,314,830		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年3月1日～ 平成24年5月31日		90,314,830		31,832		16,080

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年2月29日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 270,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,768,000	179,536	
単元未満株式	普通株式 276,330		一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	90,314,830		
総株主の議決権		179,536	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が464株含まれております。

【自己株式等】

平成24年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代 六丁目2番33号	270,500		270,500	0.29
計		270,500		270,500	0.29

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)および第1四半期連結累計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,664	11,319
受取手形及び売掛金	8,011	8,210
たな卸資産	26,599	25,902
その他	6,971	6,585
貸倒引当金	403	425
流動資産合計	56,843	51,591
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	25,325	24,158
土地	17,250	17,246
その他(純額)	1,328	1,289
有形固定資産合計	43,903	42,694
無形固定資産	474	467
投資その他の資産		
賃貸不動産(純額)	8,226	8,513
差入保証金	10,627	10,514
その他	5,616	5,333
貸倒引当金	124	111
投資その他の資産合計	24,345	24,249
固定資産合計	68,724	67,411
資産合計	125,567	119,002
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,241	16,806
短期借入金	1,209	1,000
1年内返済予定の長期借入金	5,685	5,669
未払法人税等	300	86
賞与引当金	332	628
役員賞与引当金	3	5
ポイント引当金	316	327
資産除去債務	53	6
その他	13,607	10,095
流動負債合計	40,751	34,625

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
固定負債		
長期借入金	1 25,640	1 25,170
販売商品保証引当金	540	588
退職給付引当金	2,029	2,135
利息返還損失引当金	1,367	1,284
資産除去債務	2,727	2,731
その他	7,406	7,518
固定負債合計	39,711	39,429
負債合計	80,462	74,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,832	31,832
資本剰余金	45,525	45,524
利益剰余金	32,648	32,625
自己株式	270	270
株主資本合計	44,438	44,462
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	66	248
為替換算調整勘定	153	85
その他の包括利益累計額合計	87	333
少数株主持分	754	818
純資産合計	45,105	44,947
負債純資産合計	125,567	119,002

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
売上高	70,787	50,060
売上原価	56,643	39,627
売上総利益	14,143	10,432
販売費及び一般管理費	13,077	10,439
営業利益又は営業損失()	1,065	7
営業外収益		
受取利息	15	14
受取家賃	189	208
その他	172	227
営業外収益合計	378	450
営業外費用		
支払利息	267	226
賃貸費用	56	56
閉鎖店舗賃借料	77	12
その他	24	82
営業外費用合計	426	379
経常利益	1,017	64
特別利益		
固定資産売却益	28	67
事業構造改善引当金戻入額	83	-
その他	34	10
特別利益合計	147	78
特別損失		
固定資産除却損	25	32
減損損失	-	63
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,278	-
その他	111	-
特別損失合計	1,415	96
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	250	46
法人税、住民税及び事業税	94	34
法人税等調整額	47	33
法人税等合計	46	1
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	297	45
少数株主利益	7	22
四半期純利益又は四半期純損失()	305	23

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	297	45
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	250	316
為替換算調整勘定	105	110
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1
その他の包括利益合計	147	203
四半期包括利益	444	158
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	468	222
少数株主に係る四半期包括利益	23	64

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
1	<p>財務制限条項 平成24年1月20日締結の金銭消費貸借契約280億円に基づく当連結会計年度末の長期借入金に下記の財務制限条項が付されております。</p> <p>(1) 借入人は、平成24年8月中間期末日、平成25年2月決算期末日および平成25年8月中間期末日における借入人の単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、平成24年2月に終了した決算期の末日時点における金額の80%の金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成25年2月決算期末における、借入人の単体および連結の損益計算書上の経常損益を経常損失としないこと。</p>	<p>財務制限条項 平成24年1月20日締結の金銭消費貸借契約280億円に基づく当第1四半期連結会計期間末の長期借入金に下記の財務制限条項が付されております。</p> <p>(1) 借入人は、平成24年8月中間期末日、平成25年2月決算期末日および平成25年8月中間期末日における借入人の単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、平成24年2月に終了した決算期の末日時点における金額の80%の金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成25年2月決算期末における、借入人の単体および連結の損益計算書上の経常損益を経常損失としないこと。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
減価償却費	596百万円	551百万円
のれんの償却額	2百万円	- 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計

期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日に比べ著しい変動はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日に比べ著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	家電小売 業	家電卸売 業	クレジッ ト事業	サービ ス事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	56,214	12,961	66	1,099	70,342	445	70,787		70,787
セグメント間の 内部売上高 又は振替高		738	13	1,856	2,607	876	3,483	3,483	
計	56,214	13,699	80	2,956	72,950	1,321	74,271	3,483	70,787
セグメント利益又は 損失()	1,214	354	26	3	1,591	38	1,629	563	1,065

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣業、不動産業および建築工事の請負業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 563百万円は、セグメント間取引消去54百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 618百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の認識、のれんの金額の重要な変動および重要な負ののれん発生益の認識はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	家電小売 業	家電卸売 業	クレジッ ト事業	サービ ス事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	40,639	8,112	30	894	49,677	382	50,060		50,060
セグメント間の 内部売上高 又は振替高		549	11	1,325	1,886	712	2,598	2,598	
計	40,639	8,661	41	2,220	51,563	1,095	52,658	2,598	50,060
セグメント利益又は 損失()	257	221	15	29	464	9	454	462	7

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣業、不動産業および建築工事の請負業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 462百万円は、セグメント間取引消去50百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 512百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「家電小売業」セグメントにおいて、営業店舗（アウトレットベストあらおシティモール店他計2物件）の減損損失59百万円を計上しております。

（金融商品関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（有価証券関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()	3円39銭	0円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	305	23
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	305	23
普通株式の期中平均株式数(千株)	90,048	90,043

（注） 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年7月13日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機（以下、「ヤマダ電機」といいます。）との間の資本・業務提携契約（以下、「本提携契約」といい、本提携契約に基づく提携を「本提携」といいます。）の締結および同社に対する第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を決議いたしました。

なお、本第三者割当につきましては、平成24年7月13日現在、企業結合審査の第2次審査が行われております。（以下、「独占禁止法」といいます。）本第三者割当の実施は、公正取引委員会より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受けることが条件となります。

本提携の概要

(イ) 資本提携の内容

当社は、競争力の向上、収益力の拡大および信用力の回復を目的として、本第三者割当によりヤマダ電機を割当予定先として当社の普通株式80,265,500株（本第三者割当後の所有議決権割合47.20%、発行済株式総数に対する割合47.05%）を発行する予定であり、ヤマダ電機は、発行される新株式の全てを引き受けます。

(ロ) 業務提携の内容

当社とヤマダ電機は、(i)共同商品調達、()共同商品開発、()共同資材調達、()エリア戦略（国内）、()エリア戦略（海外）、()物流およびインフラの相互活用および()人的交流の項目について業務提携を推進することを合意しております。なお、業務提携の具体的な方針および内容等については、今後、業務提携協議会を設置のうえ、両社の間で協議を行う予定です。

本提携の日程

- (イ) 取締役会 平成24年7月13日
- (ロ) 本提携契約締結 平成24年7月13日
- (ハ) 払込期間 平成24年8月20日から同年12月31日まで（予定）

(注) 払込期間については、企業結合審査の第2次審査の期間を勘案し、平成24年8月20日から同年12月31日までとしており、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の5営業日後の日に払い込まれることを予定しております。

募集の概要

- (イ) 募集株式の種類および数 普通株式 80,265,500株
 - (ロ) 募集株式の払込金額 1株につき151円
 - (ハ) 払込金額の総額 12,120,090,500円
 - (ニ) 増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額	6,060,045,250円
	(1株につき75.5円)
増加する資本準備金の額	6,060,045,250円
	(1株につき75.5円)
 - (ホ) 募集又は割当の方法並びに割当予定先および割当株式数 第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てる株式会社ヤマダ電機 80,265,500株
 - (ヘ) 払込期間 平成24年8月20日から同年12月31日まで
 - (ト) その他、本新株式の発行に関して必要な事項の決定は、当社代表取締役社長小野浩司に一任する。
 - (チ) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、および、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを条件とする。
- (注) 払込期間については、企業結合審査の第2次審査の期間を勘案し、平成24年8月20日から同年12月31日までとしており、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の5営業日後の日に払い込まれることを予定しております。

調達する資金の使途

()国内既存店舗の活性化に向けた投資、()海外（インドネシア）における出店に係る投資、()情報システム更改および人材投資に充当いたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月13日

株式会社ベスト電器
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 淵 輝 生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 嶋 敦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 昭 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベスト電器の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベスト電器及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年7月13日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機との間の資本・業務提携契約の締結及び同社に対する第三者割当による新株式の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。